



愛媛労働局

Press Release

愛媛労働局発表
令和7年5月30日

【照会先】

愛媛労働局総務部労働保険徴収室

室長 園田 志保

室長補佐 三好 憲一

(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

令和7年度「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります

申告・納付の手続は **6月2日(月)から7月10日(木)まで**

県内 11 会場で年度更新申告書受付会を開催

愛媛労働局内で電子申請体験コーナー開設

愛媛労働局は、「労働保険の年度更新」にあわせて、県内 11 会場、延べ 15 回の年度更新申告書受付会(臨時的集合受付窓口を設置)を開催します。(別添 1「労働保険年度更新申告書受付会のご案内」参照)

また、年度更新は電子申請または郵送による申告の受付も可能です。特に、電子申請については、いつでもどこでも手続きでき、窓口への移動コスト、待ち時間や郵送コストなどを削減できる等のメリットがあります(詳細は別添 2)。愛媛労働局労働保険徴収室内では電子申請体験コーナーを開設し、電子申請を体験いただきつつ、電子申請の初期設定サービスについてもご紹介しています。

電子申請では、デジタル庁が提供する G ビズ ID(一つのアカウント(ID・パスワード)で複数の行政サービスにアクセスできる認証システム)の活用を推奨しています。G ビズ IDがあれば、電子申請に際して電子証明書の取得が不要となり、現時点では G ビズ ID 取得に手数料はかからず、有効期限も設定されていません。G ビズ ID アカウントの取得方法も含め、詳細は、次の QR コードから労働保険電子申請に係る特設サイトにて確認できます。

労働保険電子申請の特設サイトはこちら↓



○ 労働保険とは…

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した名称です。労災保険は、業務上や通勤途上の傷病に対する補償、雇用保険は、労働者が失業した場合の失業等給付などに支出されており、ともに労働者の重要なセーフティネットです。

○ 年度更新とは…

労働保険の保険料は、労働者を雇用する事業主が、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局等で手続を行っていただくこととなっています。県内の年度更新対象事業場数は約 41, 000 件です。なお、政府は行政手続コストを削減するため、電子申請の利用促進を図っており、資本金が1億円を超える法人等におかれては年度更新に関する申告書を電子申請でお願いしています。